

○前期対面授業の開始にあたって（本学学生のみなさんへ）

京都教育大学長 太田 耕人

【すべてに共通する事項】学生・教職員とも、毎朝の検温（記録）をお願いします。
次のいずれかに該当する学生・教職員とも、出席（出勤）を見合わせる。
1、渡航先に関わらず、海外から帰国してから2週間を経過しない者
2、当日、発熱やせきなどの、かぜの症状がある者

本学では、新型コロナウイルス感染症対策のため、前期授業の開始時期を延期してきました。5月21日に緊急事態宣言は解除されましたが、京都府から大学に対し、5月末まで休業要請がなされていますので、6月2日から対面授業を開始することにします。講義室等の感染防止対策、通学時間に対する配慮、欠席者に対する配慮等を実施します。

本学は教員養成大学であり、教育学部、大学院、専攻科すべてにおいて、教育実習以外にも、学校現場に即して学ぶ実地教育科目が大きな比重を占めています。教育学部では1回生から4回生まで、実地教育科目が系統的に配置されています。たとえば、1回生では公立学校を訪問し、2回生では附属学校の行事に参加します。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のほぼ全教科の内容に対応するため、多種多様な授業を開講しています。とくに、理科の実験、芸術や体育の実技、技術科や家庭科の実習など、実験・実技・実習をとまなう授業科目を多数開講しています。

こうした実地教育の授業、実験・実技・実習をとまなう授業では、自分で実際に体験して知識や技能を身につけるとともに、他の受講生のすることをよく観察し、学び合うことも大切です。課題提示やオンライン講義だけで、将来教員になるために必要な知識や技能を修得することは困難であり、授業の到達目標も達成できません。

一方、感染症予防のためには、ウェブ上での課題提示やオンライン授業を行うことが有効とされています。以下に示す感染症対策を実施して対面授業を行いつつも、対面授業を実施できなかった授業回については、課題提示やオンライン授業も採り入れて、授業を実施していきます。

体調不良による欠席、通学途上の配慮、大学内での感染症対策は、次のように実施します。ご心配やお困りのことがありましたら、指導教員や教務課・学生課にご相談ください。

【大学内での感染症対策】

- 1、体調不良（当日、発熱やせきなどのかぜの症状がある場合）による欠席は、自己都合による欠席扱いとはしません。授業を欠席した場合は、体調回復後、教務課へお越しください。（授業欠席についての配慮依頼文書を交付しますので、授業担当教員へ提出してください。）
- 2、通学時の公共交通機関の混雑時間帯を避けるため、授業開始時刻に遅れて登校した

場合（特に1限目の授業）は、授業終了時以後にその旨を授業担当教員に申し出てください。

- 3、大学内の各建物の入り口に、アルコール消毒液を設置します。マスクは各自で準備していただき、必ず着用していただきますようお願いいたします。汚損した場合で手持ちがないとき等は、学生課へご連絡ください。
- 4、授業の教室配当は、一般の講義室での授業について、「定期試験時の着席方法による定員（間隔を空けて着席できる人数）以下」とする基準で配当します。
- 5、授業中は、換気設備のある講義室は換気運転を行い、窓も開けることとします。受講生の方が、換気設備を作動させたり、（授業中であっても）窓を開けていただいても構いません。
- 6、本年5月～6月に実施予定の教育学部の教育実習については、実習時期を繰り下げることにします。
- 7、食堂の感染防止策として、食堂のテーブルに仕切り板を設置します。また、混雑を緩和するため、食堂及び談話室の利用に加え、大学会館1階の大集会室、3階の演習室を利用できるようにします。なお、2限又は3限に授業がない学生は、2限又は3限の時間帯での利用をお願いします。

※例年、年度当初は食堂が混雑します。持参弁当やパンなども検討してください。（要冷蔵でないものを持参するなど、衛生管理を考慮してください。）

※感染予防対策については、上記を基本としますが、感染拡大予防マニュアルについては、授業開始日までに公表します。